

# 江南市地域公共交通会議設置要綱

制定平成 19 年 6 月 27 日

## (設置)

第 1 条 江南市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

## (協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

## (交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議の委員は 20 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 市長の指名する職員
- (2) 愛知県知事の指名する職員
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者（乗合バス事業者）
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者（タクシー事業者）
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者（愛知県タクシー協会及び愛知県バス協会）
- (6) 利用者の代表者（区長代表又は老人クラブ連合会代表）
- (7) 愛知運輸支局長の指名する職員
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手代表者
- (9) 道路管理者、愛知県警察、学識経験者
- (10) その他交通会議で必要と認める者

2 委員は、事故その他やむを得ない事由により、交通会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第 5 条 交通会議に会長及び副会長をおき、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 交通会議の会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、会議に諮って公開しないことができる。
  - (1) 江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
  - (2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。
- 5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面開催)

第7条 会長は、緊急を要する事項又は会長が必要と認めたものについては、事業の概要を記載した書面を委員に送付し賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- 2 前項の場合において、会長は、その結果を次回の会議において報告するものとする。

(部会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ交通会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(傍聴)

第9条 交通会議を傍聴しようとする者は、会議が開始される5分前までに、江南市地域公共交通会議傍聴人受付簿（様式第1）に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

- 2 議長は、傍聴人が、会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき、その他会議の円滑な進行を図るために議長が指示する事項に従わないときは、退場を命ずることができる。
- 3 議長は、会議室の状況を勘案し、傍聴しようとする者の入室を制限し、又は入室中の傍聴人を退室させることができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年6月26日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年6月26日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

様式第 1 (第 9 条関係)

年 月 日

江南市地域公共交通会議傍聴人受付簿

整理番号 \_\_\_\_\_

氏 名	年 齢	住 所